

瑞浪市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、次の地縁による団体から規約を変更した旨届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月27日

瑞浪市長 水野光二

名 称	半原区自治会
代表者氏名	** *
代表者住所	*****
主たる事務所	岐阜県瑞浪市日吉町5088番地の1（半原公民館）
規 約	別紙のとおり
変更年月日	令和8年4月5日

## 別紙

### 半原区自治会規約変更について

#### 変更内容

半原区自治会規約を以下のように変更する。

#### 変更後

第九条 本会に、次の役員を置く。

- 一 区長 一名
- 二 区長代理 一名
- 三 (削除)
- 三 班長 六名
- 四 監事 一名

第十一条 区長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 区長代理は、区長を補佐し、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 区長代理は、本会の会計を兼務するものとする。
- 4 (削除)
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - 一～四 (略)

第十六条 通常総会は、毎年三月に開催する。

第三十五条 本会の会計年度は、毎年三月一日に始まり、二月末日に終わる。

#### 変更前

第九条 本会に、次の役員を置く。

- 一 区長 一名
- 二 区長代理 一名
- 三 会計 一名
- 四 班長 六名
- 五 監事 一名

第十一条 区長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 区長代理は、区長を補佐し、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 区長代理は、本会の会計を兼務するものとする。
- 4 会計は、区長代理が行う本会の会計事務を補佐する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。  
一～四（略）

第十六条 通常総会は、毎年四月に開催する。

第三十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、三月三十一日に終わる。